

第13回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時 平成16年12月24日(金)午後1時30分開会

場 所 稲沢市勤労福祉会館 第2、第3会議室

職 名	区 分	氏 名	備 考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 1市2町の議会議長が 指名した議員	平手 久志	稲沢市
		加賀 盛勝	稲沢市
		渡辺 菱	祖父江町
		近藤 正春	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 1市2町の長が選出し た学識経験を有する者	鈴木 清	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 ・史	平和町
		堀田 裕美	平和町
委員	4号委員 1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者	加藤 勝也	共通

## 議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

### < 報告事項 >

- 報告第 1 号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更について
- 報告第 2 号 平成 1 6 年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用及び充用について
- 報告第 3 号 事務事業の細目の調整状況について

### < 協議事項 >

- 協議第 1 号 平成 1 6 年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算（第 2 号）について
- 協議第 2 号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止について

### < その他 >

- 5 閉会

事務局（渡辺義憲 事務局長）

ただ今から、第13回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催いたします。

本日、進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局の渡辺義憲と申します。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ここで、ご報告を申し上げます。

本日の会議は委員の皆様方21人にご出席いただいております。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしていることを申し添えます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

高い席から失礼申し上げます。

委員の皆様方には、本日は公私とも大変お忙しい中、第13回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る11月5日に、総務大臣から稲沢市、祖父江町、平和町の合併にかかる官報告示がなされました。

これによりまして、1市2町の合併に関する法手続きは、完了をいたしました。

現在、1市2町では、平成17年4月1日の合併に向けまして、条例・規則等の例規の整備、電算システムの統合等の事務処理や庁舎の整備を進めているところでございます。

また、住民の皆さんには、後ほど報告事項としてご説明いたします新市における行政サービスや各種制度等の事務事業を広報等を通じてお知らせし、「新市のすがた」をお示ししてまいります。

このように合併に向けました準備を進めることができますのも、これまで合併協定項目や新市計画につきまして、慎重にご審議をいただいた委員の皆様方の、また1市2町の議会議員の皆様方のご理解とご協力をいただいた賜物でございます。

心から厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

さて、本日の議事は、「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算（第2号）」と「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止」につきまして、ご協議を願うわけでございます。

委員の皆様方には積極的にご発言をいただきますことを、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞ、最後までよろしくお願いいたします。

事務局（渡辺義憲 事務局長）

それでは、議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることになっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いいたしたいと思っております。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

初めに、議事録署名委員の指名をいたしたいと思っております。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規則第7条第3項の規定において、議事録署名委員は、議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、山田武夫 委員、片山柚美子 委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入らせていただきます。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」について、議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局（奥田康生 事務局課長）

事務局の奥田でございます。

よろしくお願いをいたします。

報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」について、1ページでございます。

このことにつきましては、5月に祖父江町の2号委員の方が交替されました。

その節には1市2町の合併の調印式が差し迫っておりましたので、委員の皆様方には書面でご報告をさせていただいた経過がございます。

今回は、従前の例により、この協議会で委員の変更についてご報告をさせていただくものでございます。

下の新旧対照表をご覧くださいますと、アンダーラインのところの委員さんが交替をされるわけでございます。

本年、10月1日に 平手久志 様が稲沢市議会で議長に、加賀盛勝 様が稲沢市議会で副議長に就任をされ、当協議会の2号委員としてご就任をいただきました。

以上、ご報告を申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

報告が終わりました。

それでは、大変恐れ入りますが、新しく委員になられました方、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に、平手委員さんからお願いします。

平手久志 委員（稲沢市）

皆さん、こんにちは。

稲沢市議会議長を拝命しました、平手でございます。

実は、大きな山を越えて最後にちょっと出てきまして、本当に申し訳なく思っておりますけれども、委員の皆様、本当にご苦労さまでございました。

あと少し頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

続きまして、加賀盛勝 委員お願いします。

加賀盛勝 委員（稲沢市）

こんにちは。

議長と同じ稲沢市選出の加賀でございます。

いろいろと皆様方には、ご苦労さまでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ただいまご紹介がありました新しい委員の皆様方には、協議いただく中で、忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用及び充用」について、事務局の説明を求めます。

事務局（奥田康生 事務局課長）

資料3ページをお願い申し上げます。

平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用及び充用について

平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用及び充用を行ったので、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程第7条の規定により別紙のとおりこれを報告する。

平成16年12月24日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

はねていただきまして、4ページでございます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算充用報告書でございますが、既に1号委員さん、2号委員さんには、この成果物をご配付させていただき、本日、3号委員さんには、机の上に1市2町の議員の方の紹介と、それから1市2町の町名、字名を刷り込んだ印刷物をご配付してございます。

この印刷物を作成するにあたって、充用をいたしたものでございます。

充用金額378,000円、充用日平成16年11月8日。

理由としては、稲沢市、祖父江町、平和町及び広域事務組合職員等への研修資料の印刷に伴い、合併協議会事務局費に印刷製本費が予算措置されていなかったため、というものでございます。

充用先、充用元は、ご覧のとおりでございます。

5ページでございます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算流用報告書でございます、2件でございます。

1件目、流用金額が166,000円、流用日平成16年4月1日。

理由といたしまして、事務局用公用車の必要期日に変更が生じ、リース料が当初見積もりに対して不足が生じたため、とするものでございまして、流用先、流用元はご覧のとおりでございます。

2点目でございます。

流用金額15,000円、流用日平成16年5月28日。

理由といたしまして、合併調印式の開催に伴う司会者等への謝礼として、当初には予算措置されていなかったため、とするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

説明が終わりました。

ご質問、ご意見のある方は挙手をされて、指名を受けられた後に市町の名前及び氏名を言われてから、発言をいただくことをお願い申し上げます。

ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

よろしゅうございますか。

ご質問もご意見もないようでございますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ほかにご意見もないようでございますので、報告第2号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用及び充用」につきましては、ご了解をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、報告第3号「事務事業の細目と調整」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（奥田康生 事務局課長）

失礼いたします。

7ページをご覧いただきたいと思います。

報告第3号でございます。

この旨につきましては、この表の中で右から三つ目の縦の欄に「協定項目内容」というものがございます。

この協定項目内容と申しますのが、今日までこの協議会で協議をいただいた結果を書いてございまして、本日ご報告申し上げます内容は、この協定項目内容に基づいて、それぞれの事務事業の細目について1市2町で刷り合わせをさせていただき、定めたことについてご報告をさせていただくものでございます。

最初に「市章・市旗」についてでございますけれども、「合併後」という欄に書いてございますように、「新市の市章・市旗は、現行の稲沢市の市章・市旗のとおりとする」とさせていただくものでございます。

それから、「名誉市民制度」、「表彰制度」、その下の「市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言」、これにつきましては、協定項目が「新市において新たに制定する」という内容でございまして、「名誉市民制度」、「表彰制度」につきましては、現在の稲沢市のそれぞれの条例につきましては廃止を予定いたしてございまして、今日まで行われた名誉市民、町民につきましては新市に継承をいたしますし、各市町の表彰者についても新市に継承をいたすものでございます。

それから、一番下の「広報紙の編集発行」でございますけれども、これは発行回数月2回を今後も行っていくというものでございます。

はねていただきまして、8ページでございます。

「CATV」と書いてございますけれども、このことにつきましては、現祖父江町域においてケーブルテレビのサービスが行き渡っていないという現状がございまして、「合併後新市において検討する」という協定項目内容でございますけれども、これも協定項目内容と同じでございます。

続いて、「広報板の設置」でございますけれども、これも……

会長（服部幸道 稲沢市長）

長くなるようでしたら、座って説明してください。

事務局（奥田康生 事務局課長）

はい。それでは、失礼いたします。

「広報板の設置」でございます。

このことにつきましては、協定項目内容のところ「合併後、当面は稲沢市の事業を継続し、その後については廃止する」という内容でございます。合併後は廃止として、原則撤去をしていくとするものでございます。

その下の「地域審議会委員・報酬」についてでございますが、現祖父江町域に地域審議会が設置されるということにつきましては、ご協議でご承認を願ったところでありますが、この審議会委員の報酬につきましては、現在の稲沢市の条例上の「その他特別職の職員で非常勤の者」というところに該当させまして、その報酬額について、平成16年度現在でございますけれども、1回9,300円とさせていただくものでございまして、この9,300円につきましては、くどいようですけれども、変更はあり得るというご理解をお願いをいたしたいと思っております。

その下の「コミュニティ施策」についてであります。

これにつきましては、稲沢市は地区まちづくり推進団体育成助成金として、以下の金額を助成いたしております。

それから、祖父江町においては、コミュニティ活動に関する補助金を補助額として以下の金額が補助されておりますけれども、この二つにつきましては、継続がされて括弧書きに書いてございますように、まちづくり推進協議会が組織されれば、祖父江町域、平和町域においても活用が可能な制度として整備していくとするものでございます。

それから9ページ。

「税証明交付手数料」につきましては、地籍図コピー、登録事項証明につきましては、1通1枚200円とさせていただくものでございます。

「法人住民税 税率」につきましては、それぞれ市町の税率が異なっておりますけれども、合併後は資本金等1億円を超える又は法人税額800万円を超える法人につきましては、13.7%とさせていただくものでございます。

それから、「都市計画税」についてでございます。

税率を0.3%にさせていただくものでございますけれども、平成18年度までは不均一課税とさせていただくとするものです。

下表にございますけれども、祖父江町域におきましては平成17年度、18年度につきましては0.2%、平和町域におきましては平成17年度は0.1%、平成18年度は0.2%とさせていただくものでございます。

続きまして、「市街化区域内農地の課税」についてでございます。

現在稲沢市においては宅地並課税を実施いたしておりますが、祖父江町及び平和町においては、平成18年度から平成22年度までの5年度間につきましては、合併特例法の規定によりまして農地に準じた課税がされます。



それからその後、平成23年度以降、宅地並課税になりますけれども、これは一気になるのではなくて、平成23年度から平成26年度までの4年度間につきましては、軽減措置があるというものでございます。

さらに、その下でありますけれども、生産緑地の指定を受けられれば、一般農地としての課税がされるというものでございます。

それから、その下の「申告受付期間」と書いてございますけれども、これは確定申告のことでございます。

確定申告のことにつきましては、現稲沢市役所、それから祖父江支所、平和支所においてもその事務を行うとするものでございます。

それから、その下の「区長制度」についてであります。

「区長制度」につきましては、それぞれの市町のやり方が今日まであったわけでございますけれども、合併後、ここに書いてございますように、区長さん方に対する報償費につきましては、「平等割」と「構成世帯額」、それから「文書等配布額」、この三つを足したものを区長さん方にお支払いをさせていただくとするものでございます。

なお、稲沢市における「公達員」、今まで文書配達をお願いいたしておりました公達員制度というものにつきましては、制度をなくすというものでございます。

その下の「巡回バス等」でございます。

この事業につきましては、稲沢市においては「コミュニティ・タクシー運行試行事業」、ふれ愛タクシーを実施いたしておりましたが、平成17年度から廃止をさせていただくと同時に、祖父江町の「巡回バス事業」につきましては、右側の「合併後」に書いてございますように、路線を朝夕コースの2路線に限り、利用料金一人1乗車100円という条件の下に運行をするとさせていただくものでございます。

その下の「防犯灯の設置補助金及び維持管理」につきましてでございます。

これにつきましては、「合併後」のところで防犯灯についての設置主体は各行政区となっており、その設置費用に伴う補助は新しい市で行うというものでございます。

それから、修繕等の維持管理あるいは電気料金につきましては、全額各地区でご負担をいただくとするものでございます。

その下の「交通災害共済事業」につきましては、平成17年度から制度をなくすということでございます。

2町における組合脱退後2年間は、被保険者への給付受付について新市において行うとするものでございます。

「町名・字名」につきましては、協定項目内容のとおりでございます、「大字・字」を祖父江町域、平和町域は取って「祖父江町」、「平和町」とするものでございます。

それから平和町においては、一部協定項目内容に書いてございますが、「大字前浪」、「大字新開」及び「大字六輪」につきましては、従前の大字名を削除するといったすものでございます。

「消防施設補助」についてでありますけれども、稲沢市の例により調整をさせていただきまして、特にその後の維持管理につきましては、補助制度はなしとさせていただくものでございます。

その下の「自主防災組織への補助金」についてでありますけれども、訓練主催団体に限って年1回、1世帯100円の補助を行うとするものでございます。

「選挙事務(投票所等)」につきましては、今日まで市町で行っていた投票区はそのままにさせていただき、期日前投票につきましては、稲沢市役所と祖父江支所、平和支所で行っていくとするものでございます。

それから、「愛知県証紙の販売」につきましては、稲沢市役所の会計課のみで販売をさせていただき、祖父江支所、平和支所の取扱いは行わないとさせていただくものでございます。

次に、13ページをご覧いただきたいと思えます。

「届出、証明書」、いわゆる窓口関係でございますけれども、窓口につきましては今までの行政サービスのとおり稲沢市役所、そして市民センター、祖父江支所、平和支所で仕事を進めさせていただくとするものでございます。

その下の「各種手数料」につきましては、協定項目内容のとおりでございます。

それから、「時間外(夜間)窓口受付」でございます。

「合併後」の下の所にありますけれども「住民票、印鑑証明及び戸籍の附票の交付は、平日の午前8時30分から午後5時までに予約があった場合、平日は午前5時15分から午後9時まで、土日祝祭日は午前10時から午後9時まで」ということで、これも稲沢市役所、稲沢市立稲沢図書館、そして祖父江支所、平和支所、同様にサービスを行わせていただくとするものでございます。

はねていただきまして、14ページのところは、健康関係の行政サービスについて掲載いたしてございます。

基本的にこの健康関連行政サービスにつきましては、保健センターで行うということで、保健センターにつきましては、稲沢市の保健センター、そして祖父江町の保健センター、そして平和町につきましては、らくらくプラザで同様の機能を果たしております。

この受付場所等につきましては、変更がございません。

「基本健康診査」から始まり、「人間ドック」、「胃がん検診」、「大腸がん検診」、「肺がん検診」、「子宮ガン検診」、「乳がん検診」等こうした検診につきましては、「合併後」のところに、「医療機関ではどうする」、あるいは「集団検診ではどのようになるか」ということについて書いてございまして、特に「乳がん検診」のところ、15ページになりますけれども、その費用がそれぞれ1市2町違いましたけれども、1,000円で統一をさせていただくというものでございます。

15ページの一番下のところに、「骨粗鬆症検診」と書いてございますが、これにつきましては、集団検診で行い、費用は500円とさせていただくとするものでございます。

はねていただきまして、「歯周疾患検診」につきましては、現在合併後の企画について調整

中でございまして、今月の歯科医師会との調整会議を経て、決定をしていきたいとするものでございます。

「健康教育」につきましては、「中高年の健康教室」、「呆け予防教室」をこのように開催していくとするものでございます。

「機能訓練」につきましても、それぞれの場所でこの回数で実施をしていくとするものでございます。

「健康相談」につきましては、「医師健康相談」、「健康相談」、「老人健康相談」についてこのように開催をいたしてまいります。

それから、17ページに移っていただきまして、「乳幼児健康診査」についてでございます。

これもそれぞれ違いがあったわけでありますけれども、保健センターそれぞれにおいて「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」について現行どおり実施をさせていただくということでございまして、「経過観察児健康診査（すこやか相談）」と申しておりますけれども、これにつきましては、稲沢市の現行どおり進めさせていただくとするものでございます。

「幼児歯科健康診査（フッ素塗布）」でございます。

これにつきましては、負担金について700円とさせていただくとするものでございます。

はねていただきまして、上から二つめの「産後ケア事業」でございますけれども、これは祖父江町の事業を実施するということで、出産後に不安の高い母子を対象にして7日以内に医療機関で実施をしていくとするものでございます。

その下の「食生活推進員養成講座」につきましては、ボランティア活動に関心のある65歳未満の市民を対象に養成講座を行っていくとするものでございます。

19ページに入ってくださいまして、二つ目「住宅リフォーム補助」でございます。

身体障害者手帳1級から3級の下肢障害者、体幹機能障害又は視覚障害者等の方に対しまして、限度額を20万円にさせていただくものでございます。

「福祉タクシー助成」につきましては、稲沢市の制度に統一させていただき、その下の「ガソリン助成」につきましては、制度を廃止させていただくものでございます。

「寝具洗濯乾燥サービス」につきましては、事業として高齢者と障害者を一本化させていただき、対象者自ら洗濯を行うことが困難か、又は十分な洗濯介助が得られない者、その下のところに書いてございます方を対象にサービスを行うとするものでございます。

利用料は、無料でございます。

その下の「ガイドヘルパー派遣事業」につきましては、稲沢市の制度をそのまま適用をさせていただくとするものでございます。

それから、「重度身体障害者入浴サービス事業」についても、稲沢市の制度をそのまま適用をさせていただくものでございます。

その下の「高齢者福祉 敬老祝金」でございますけれども、既に稲沢市の制度に統一することとして、数え80歳、数え88歳につきましては、それぞれ5,000円という祝金を、数え

100歳以上につきましては2万円とさせていただきます。

「敬老行事」につきましても、「高齢者市長慰問」、「敬老式」、「金婚式祝賀会」について開催をし、このような方法で行っていくとするものでございます。

それから、「ホームヘルプサービス」につきましては、稲沢市の制度でございますが、手数料につきましては所得に応じて0円から580円、1時間あたりの手数料としていただくものでございます。

「デイサービス」につきましては、65歳以上の自立老人に対して8カ所の老人福祉センターで、健康チェック、日常の動作訓練、入浴を行って1日中くつろいでいただく事業でございます。

手数料は1回380円、昼食は実費でお願いをし、それから社会福祉法人にそれぞれ委託をしておりますけれども、委託先につきましては既存の方式を尊重して、今後、協議していくとするものでございます。

「給食サービス」につきましては、1食あたり150円という金額でお願いをし、委託先につきましては、先ほど申しあげましたように既存の方式を尊重して、今後協議をさせていただきます。

21ページの中ほどでございますけれども、「老人クラブ助成」につきましては、老人クラブ連合会に対しては下に書いてあるような額を、そして老人クラブについても1団体あたりこの金額を助成させていただくとするものでございます。

それから、「外出支援サービス事業」、「訪問理美容サービス事業」、「家族介護用品支給事業」についても、同様のサービスを進めさせていただくとするものでございます。

はねていただいて、22ページでございます。

「徘徊高齢者家族支援システム」につきましては、対象者として徘徊癖のある高齢者を在宅で介護する家族に、発信器を高齢者につけていただき、常時位置の確認を行うという事業で、負担金につきましては月504円ということでございます。

続いて、児童福祉の行政サービスであります。

「出産祝い金」につきましては、廃止とさせていただきます。

「子ども会助成」につきましては、子ども会連絡協議会につきましては1団体あたり年1万円、単子子供会につきましては1団体あたり以下の額を助成させていただくとするものでございます。

その下の「母子家庭賃借住宅助成」でありますけれども、これにつきましては廃止をさせていただきます。

「母親クラブ助成」につきましては、現稲沢市の補助制度をそのまま引き継いでいくものでございます。

「遺児手当」につきましては、受給資格の中でそれぞれ「所得制限あり、なし」がございましたが、「所得制限あり」とさせていただきます。

それから、「放課後児童健全育成」でございます。

対象としては小学校1年生から3年生とさせていただくものでございますが、祖父江町の現行登録3年生のみ、4年生まで実施をさせていただき、また、平和町のバスの迎えは、安全な通所方法を確保した上で、平成17年度限りで廃止をさせていただくものでございます。

なお、学校での実施日でございますけれども、時間が学校終了後から午後7時15分までとさせていただくものでございます。

利用料は、おやつ代を除いて月4,000円とさせていただきます。

「子育て支援」であります。

これは稲沢市で行っているものを継続して行っていくとするものでございますが、「子育て支援センター事業」につきましても、現在稲沢市の子生和保育園に開設をいたしてございますけれども、これにつきましては、平和らくらくプラザの中に開設をさせていただくとするものでございます。

同様、「ファミリー・サポート・センター事業」、「公立保育園余裕保育室開放事業」につきましても、新市になってからも行っていくというものでございます。

それから、「保育園運営」でございますけれども、これにつきましては、延長保育時間を登園が一番早い時間、降園が一番遅い時間に統一するというので、月曜日から金曜日におきましては、午前7時30分から午後7時15分まで延長させていただき、11園で実施をさせていただきます。

土曜日についても、午前7時30分から午後1時30分までとさせていただきます。

その下の「延長保育実施園」につきましては、以下のとおりでございます。

「乳児保育」につきましては、それぞれ現在実施されている園で、引き続き実施をさせていただきます。

「障害児保育」につきましては、指定園方式で五つの園で実施をさせていただくことになります。

ただし、合併時に指定園以外の保育園に在園している児童がいる場合につきましては、その児童が卒園するまでは、現行のとおりとさせていただくものでございます。

次に、「一時保育」につきましては、指定保育所はここに書いてございますように、小鳩、信竜、牧川保育園で実施をしていくということで、利用料につきましては、以下に掲げたとおりでございます。

その下の「保育料」でございますけれども、保育料につきましては、協定項目内容のとおり、合併時に弾力徴収率61%。現行の稲沢市の水準並みに統一するということでありますけれども、現祖父江町につきましては、平成17年度から平成21年度までの5年度間で保育料が統一できるよう、段階的に引き上げていくこととする不均一徴収を実施させていただきます。

ただし、これにつきましては、受益者の住所要件を要するというので、合併以前に祖父江町に居住し、引き続き旧祖父江町に居住する保護者というのが条件でございます。

保育園の「給食」につきましては、現行のとおりとさせていただき、祖父江町であります

けれども、給食費の無料化につきましては廃止をいたします。

その下の「市内公立保育園3歳以上児のみ、主食代は月額650円」とさせていただくものでございます。

それから、その下へ「国民健康保険」のところです。

資格取得と受付につきましては、現在のとおり進めさせていただくと同時に、その下の「税率・税額」でございますけれども、「稲沢市の税率・税額を基に応益割合を45%以上とする税率・税額とする。ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年間不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする」とさせていただき、課税年度ごとに4月1日に住所を有している旧市町区域ごとに賦課をさせていただくというものでございます。

はねていただいて、26ページでございます。

「保健事業」の中の「人間ドッグ事業」でございます。

自己負担は3割とさせていただくものでございます。

そのページ、「福祉医療」のところでありますけれども、「乳幼児医療助成」につきましては、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、入院は6歳の誕生日の属する年度末までとさせていただくものでございます。

その下の「母子家庭等医療費助成」につきましては、「所得制限あり」とさせていただくものでございます。

27ページに移っていただきまして、「介護保険料」のところであります。

第1号被保険者、65歳以上の方の保険料につきましては、2,628円とさせていただきました。

納期につきましては、年8回本算定のみで7月から8回ということにさせていただくということでございます。

はねていただきまして、29ページでございます。

「分別収集」のところ、ごみの分別の方法につきましては、ここに掲げさせていただいたとおりでございます。

特に下から二つ目でありますけれども、「資源回収奨励金」につきましては、集団回収が8円/kg、分別収集が5円/kgと、分別収集の売却金につきましては、団体に還元をしていくとさせていただくものでございます。

その下の「生ごみ堆肥化容器補助」につきましては、3分の1で限度額3,000円とさせていただくものでございます。

はねていただいて、「電動生ごみ処理機補助」につきましては、補助率3分の1で限度額は2万円、その下の「生ごみ発酵用密閉容器補助」につきましては廃止、「ごみ集積場所設置補助」についても廃止、それから、「ごみ集積場所防護ネット貸与」につきましては、引き続き適用していくということで、防護ネット1個を行政区に貸し出しをし、5年間とするという事業でございます。

それから、「一般廃棄物処理計画」あるいは「廃棄物減量等推進審議会」につきましては、このような形で進めさせていただくものでございます。

それから、「一般廃棄物処理業の許可」につきましても同様で、手数料が1件5,000円、再交付が1件1,000円とさせていただくものでございます。

その下の「環境基本計画」、「環境審議会」につきましては、このように進めさせていただきます。

「し尿汲取補助」につきましては、廃止をさせていただきます。

「合併処理浄化槽設置補助」につきましては、補助金額をこのような形を目指した制度で進めさせていただくというものでございます。

「浄化槽清掃費補助」につきましては、廃止をさせていただきます。

その下、「最新規制適合車等早期代替促進費補助」につきましては、2町にも適用がされません。

ただし、この法律につきましては、現祖父江町域は対象外ということでございます。

少し飛んでいただきまして、その下の側溝清掃の汚泥処理についてであります。

これにつきましては、専門業者により適正処理を行うために、区が行う汚泥処理は廃止をさせていただくというものでございます。

それから、33ページ、「農業委員会委員」のところでございます。

農業委員会につきましては、稲沢市の農業委員会に統合させていただくとするものでございます。

選挙による委員の方は、合併特例法を適用させていただき、稲沢市農業委員会の委員として在任をするということで、報酬につきましては、それぞれの市町の報酬額でお願いするというものでございます。

それから、その下の「土地改良事業」につきましては、新市においても継続をさせていただき、新規事業につきましては、その都度、検討させていただくとするものでございます。

はねていただいて、34ページ「土地改良事業負担金」につきましては、継続をしていくものでございます。

「土地改良事業補助金」につきましては、稲沢市の制度に統一をさせていただき、こうした事業が行われていくというものでございます。

その下の「土地改良区の取扱い」についてでありますけれども、当面は現行のとおりとするということで、祖父江町土地改良区、平和土地改良区における土地改良区の事務につきましては、市へ委託契約をさせていただいて進めてまいるとするものでございます。

「土地改良区の財産」につきましては、当面は現行のとおりとさせていただき、今後、協議、調整を図っていくとするものでございます。

「農業生産組合長会」でございますけれども、生産組合長の報償費として均等割3,580円、戸数割118円とさせていただくものでございます。

一番下の「農業者団体等指導育成活動事業」でございます。

各種農業者団体がございますけれども、協定項目内容のとおり新市において一元化に向けて調整をさせていただくものでございます。

36ページのところで、「農業経営基盤強化資金利子補給」でありますけれども、稲沢市の制度に統一をさせていただきますが、その上の「近代化資金利子補給」もそうですけれども、合併までに承認されたものにつきましては、現行制度を適用させていただくとするものでございます。

一番下の「農業振興地域整備計画」につきましては、平成17年度で見直しをさせていただくということで進めてまいるものでございます。

37ページの「景観形成作物推進費補助」につきましては、廃止をさせていただきます。

「商工会議所等補助金」につきましては、合併後のところに書いてございますけれども、稲沢商工会議所、祖父江町商工会、平和町商工会への限度額をこの金額と定め、進めさせていただくとするものでございます。

38ページの「中小企業振興奨励」につきましては、施設を新設または増設した場合、対象施設に対する固定資産税相当額の2分の1の奨励金を1年間交付をさせていただくものです。

その下の「商業団体等事業費補助」につきましては、補助率が共同施設、共同事業の場合は対象経費の20%、街路灯につきましては補助対象経費の40%、電灯料につきましては4月1日から翌年の3月31日までに支払った電灯料の50%という補助事業とさせていただくものでございます。

それから、「信用保証料助成」についてであります。

これにつきましては、補助率が融資金額500万円以内につきましては3分の2、500万円を超えるものにつきましては3分の1、限度額を1,250万円とさせていただくものでございます。

その下の「小規模事業資金融資」につきましては、貸付限度額（運転資金）100万円とさせていただくものでございます。

「中小企業利子補給補助」につきましては、融資を受けた日から1年以内の最終の償還期日まで補助率を利子の40%として補助させていただくものでございます。

39ページ、「障害者特別雇用奨励」につきましては、稲沢市の制度に統一をさせていただくものでございます。

その下の「中小企業退職金共済補助」につきましても、同様でございます。

その下の「勤労者資金融資」につきましては、稲沢市の制度に統一をさせていただき、普通貸付の部分が、新たに2町に対しては出てくるというものでございます。

それから、「消費生活相談」、「消費生活展」、「量目検査」につきましては、このように実施をさせていただくものでございます。

41ページであります。

「公共下水道使用料」につきましては、協定項目内容に「新たな統一単価を設定する」ということで、この「合併後」に書いてございます統一単価で公共下水道につきましては進め



させていただくとするものでございまして、「参考」のところに書いてございますように、一般家庭1カ月として、20m<sup>3</sup>、25m<sup>3</sup>、30m<sup>3</sup>、それぞれ試算してございますが、このような額で進めさせていただくものでございます。

次に、「農業集落排水施設使用料」、「コミュニティ・プラント施設使用料」につきましては、現行のとおりとさせていただくものでございます。

「公共下水道事業受益者負担金」につきましては、現行のとおりとさせていただき、43ページにあります「下水道受益者負担金の一括納付報奨金」につきましては、このような計算式で進めるものでございます。

その下の「農業集落排水施設建設事業受益者分担金」につきましても、今日までの事業につきましては、現行のとおりとさせていただき、新たに事業をする地区におきましては、稲沢市の例によるものとするということで、右のところも計算式で進めさせていただくものでございます。

それから、はねていただいて44ページの「コミュニティ・プラント施設建設事業受益者分担金」につきましても、現行のとおりとさせていただきます。

「公共下水道事業における公共ます設置基準」につきましては、稲沢市と祖父江町は行政が関与していたのでありますけれども、これは全部、市が管理とさせていただくものでございます。

一番下の「水洗便所改造等の資金借入れ利子補給」につきましては、祖父江町の制度に統一をさせていただくとするものでございます。

その下の「都市計画審議会」につきましては、ここに掲げてございますように進めさせていただきます。

それから、「緑の保全及び緑化の推進助成金」につきましては、稲沢市の制度で進めさせていただくものでございます。

はねていただいて、46ページであります。

「都市計画図等のコピー」につきましては、1枚10円、その下の「生産緑地の指定」につきましては、すみやかに生産緑地の指定手続きを行うとするものでございます。

それから、下の「屋外広告物」につきましては、稲沢市の場合、現在許可が必要な区域は全域でありますけれども、祖父江町と平和町におきましては、ここに掲げてございますように市街化区域内の許可が必要な部分ということでございます。

このことにつきましては、新たに制限を加えますので、現在既に設置がされているものにつきましては、3年間は許可の規定が適用はされないということになります。

「市営住宅」につきましては、現行のとおりとさせていただくものでございます。

「建築物の確認申請等」あるいは「開発行為許可申請等」につきましては、稲沢市が特定行政庁になる部分がございますので、申請場所を本庁のみの取扱いとさせていただくものでございます。

47ページが一番下でありますけれども、「民間木造住宅耐震診断」につきましては、申請

場所として各支所でも行ってまいりますが、改修補助につきましては、本庁のみとさせていただくものでございます。

はねていただいて、48ページ。

「道路占用」、「公共用物占用」、「準用河川占用」につきましては、稲沢市の道路占用料を適用させていただくもので、後のほうのページで一覧表を掲げてございます。

49ページの「道水路補助」でありますけれども、このことにつきましては、廃止をさせていただきます。

その下の「材料支給制度」も同様でございます。

「道路認定基準」につきましては、稲沢市の道路認定基準に従い進めさせていただきます。

「土地開発公社」につきましては、ここにあるとおり進めさせていただくものでございます。

51ページに先ほど申し上げました、道路占用料条例の占用料が掲げてございます。

はねていただいて、53ページであります。

「学校」の取扱いでございますが、それぞれの小中学校は、今までどおりで変更はございません。

「通学区域」につきましては、現行のとおりでございます。

転入学通知書の発行につきましては、本庁の市民課及び支所の市民福祉課で発行をさせていただきますというものでございます。

その下の「集団宿泊活動」につきましては、中学1年生を対象にセミナーハウスで行い、「野外教育活動」につきましては、小学5年生を対象に各小学校の運営方針により実施をしていただくというものでございます。

それから、「英語指導助手派遣業務」につきましては、中学校1校についてそれぞれ1名、小学校全部で23校になりますけれども、5名の指導助手で対応をするものでございます。

はねていただきまして、54ページ、「中学生海外派遣事業」であります。

これにつきましては、中学3年生の中で1校あたり4名を選抜して実施をしていくとするものでございます。

「学校給食」につきましては、今日までの方法のとおり変更なしでありますけれども、特に給食センター、いわゆる協同調理場で実施をしている祖父江町と平和町におきましては、協定項目内容のようにさせていただくものでございます。

その下の「情報教育用設備」につきましては、平成17年度から随時稲沢市の方式に整理をさせていただきますというものでございます。

その下の「社会教育団体」と「スポーツ団体」につきましては、団体がたくさんあるわけでございますけれども、順次稲沢市の体育協会、あるいは稲沢市の文化協会等に加入を進めていくというものでございます。

それから、55ページの一番下、「社会教育施設」でありますけれども、「市民会館」、「勤労福祉会館」、「働く婦人の家」、「荻須記念美術館」につきましては、現行のとおり実施をさ

させていただきます。

図書館につきましては、「稲沢市立稲沢図書館」、「稲沢市立祖父江の森図書館」、「稲沢市立平和町図書館」とさせていただきます、開館時間につきましては、午前10時から午後7時までとさせていただきます。

その下の「勤労青少年ホーム」につきましては、祖父江町勤労青少年ホームにおきまして、勤労青少年以外の方の利用につきましては、利用料を徴収していくものとするものでございます。

「祖父江町郷土資料館」、「平和町農村環境改善センター」につきましては、このとおり進めさせていただきます。

はねていただいて、「スポーツ施設」のところ、それぞれの市町の体育館につきましては、ここにございますとお進めさせていただきます。減免につきましては、アスタリスクのところに書いてございますように、2分の1を減免させていただく場合は、このように明記をさせていただいたものでございます。

「テニスコート」につきましては、これも同様にこのような開催時間、休場日で、減免対象もこのようにさせていただきます。

「グラウンド」につきましても同様で、受付場所あるいは受付日につきましても、このようにさせていただきます。

それから、「プール」につきましては、市営プールは7月1日から8月31日まで無料。

それから、祖父江の森温水プールは、現行のとおり実施をしていくものでありますけれども、回数券を12回券に見直すものとなります。

「学校施設開放」につきましては、受付場所をスポーツ課の総合体育館、祖父江町体育館、平和町体育館とし、毎月第3水曜日の翌日、1カ月ごとに受け付けていくものとなります。

要領につきましては、ここに書いてあるご覧のとおりでございます。

はねていただいて、62ページ、「社会教育講座」につきましては、それぞれの市町の特徴を生かしたカリキュラムを、今後進めていくものとなります。

63ページのところで、「生涯学習関連イベント」についてであります。

「成人式」につきましては、協定項目と同様、「体育祭」につきましては、それぞれ体育振興会の設置を含め、新市において実施できるように進めていくというものでございます。

それから、「祖父江町の郷土民謡盆踊り」につきましては、地区まちづくり推進協議会の設置を含め、実施できるよう進めていくものとなります。

以上、案内しましたが、協定項目に対すところの事務事業の細目について、ご報告をさせていただきます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の報告が終わりました。

これに対しまして、ご質問、ご意見がございましたら頂戴いたしたいと思います。  
ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

では、先に進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

さらにご意見、ご質問もないようでございますので、報告第3号「事務事業の細目の調整状況」につきまして、ご了解をいただいたものとさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

協議第1号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第2号)」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局課長)

65ページをご覧くださいと思います。

協議第1号 平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第2号)

平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の補正予算(第2号)は、次に定めることによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成16年12月24日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

はねていただいて、「第1表 歳出予算補正」でございますが、協議会費といたしまして、補正額139,000円の減額、事務局費として246,000円の増額、予備費として107,000円の減額とさせていただきます、総額歳出合計が、13,641,000円とさせていただきますものでございます。

歳出補正予算の事項別明細書は、67ページ以降に掲げてございまして、今回の補正は当初予算取りをさせていただいたときに、合併の期日は平成17年3月1日とさせていただきますが、その後、ご協議により平成17年4月1日合併とさせていただいた関係上、事務局も当初、本年12月末日までという計画をいたしておりましたものを、今年度いっぱい事務局としてこの事務に携わっていくといたしましたため、それに伴うものについて補正をさせていただきますとするものでございます。

以上でございます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第1号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ございませんか。

ご意見、ご質問もないようでございますので、協議第1号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算（第2号）」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議もないようでございますので、協議第1号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算（第2号）」につきましては、原案どおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第2号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の……

恒川宣彦 委員（平和町）

議長、1時間経ちましたので、トイレ休憩をお願いします。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、委員さんの中からトイレ休憩というご意見がございましたので、暫時休憩させていただきます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、10分間休憩をさせていただきます。

< 10分間休憩 >

会長（服部幸道 稲沢市長）

会議を再開させていただきます。

協議第2号の説明が終わりました。

委員の皆様方、ご質問はございませんか。  
まだ、説明前ですか。  
それでは、続いて説明してください。

事務局（奥田康生 事務局課長）

協議第2号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の6の規定により、次のとおり廃止する。

1 廃止の期日 平成17年3月31日

2 廃止に伴う処置

協議会の決算について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第18条の規定に基づき、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算するものとする。

決算については、地方自治法施行令第5条第3項の規定に準じ、稲沢市監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付すものとする。

事務等の承継について

協議会の事務、決算後の余剰金及び物品は、稲沢市が承継する。

平成16年12月24日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

はねていただいて、73ページでございます。

この協議会の廃止につきましては、1市2町それぞれの3月議会において議案として提出がされ、承認をいただくとするものでございます。

はねていただいて、74ページ。

今申し上げました各法令等の該当部分について掲載をし、参考とさせていただきます。

以上でございます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問はございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ご意見もないようでございますので、協議第2号「平成16年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議2号「平成16年稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたします。

それでは、次にその他に移らせていただきます。

事務局のほうからございますか。

事務局（渡辺義憲 事務局長）

特にございません。

会長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、議事もないようでございますので……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

その他で貴重な時間を拝頂いたしまして、一言ごあいさつ、また、お願いといたしますか、確認事項を2点したいと思います。

この合併協議会、前回から今日まで約2回、私の立場でいろいろ皆様方にご迷惑を掛けた暴言等もあつたらうと思っております。

そういう中で、今まで協議をされてきました新市の計画が、既に示されておるわけでございます。

その間、当初はいわゆる合併特例法に基づいて370億とか、350億、処置がされるという話を聞いておったわけですが、いよいよこの協議会になりましたら、140億というようなお話も聞いておるわけです。

また、政府のほうとしましても、三位一体、税源移譲、補助金カットということで、この新市の計画の中にあるわけですが、予算がないと駄目だということになってはいけませんので、敢えてお尋ねをしたいと思っております。

合併特例法で、私ども議員は在任特例でこれからまだ2年半、議会議員として議決権を使わせていただけるわけでございますが、執行権につきましては、私どもの町と祖父江町は、執行権者がこれで消滅するといいますが、そういうこと、もう一つは、事務職員がおそらく合併されて大きく異動、配置転換になるだらうと思っておりますので、くどいようですが、新市の計画の中に盛り込まれておるということは事実でございますが、私ども、この平和町は合併するに「皆さんの意志を聞く」ということよりも、やはり政府の方針どおり合併する

という、そういうことで、3月17日から3月28日まで延べ11日間、26地区29会場を町長班と助役班の2班に分かれて立場を説明して皆さん方にご協力を願って、今日まで円滑に来たわけでございます。

そうした中で、特に私どもの取り入れていない都市計画税を取るという、いただかなければならんということで、いろいろ市街化区域の関係の方からも質問があったわけでございます。

私ども平和町におきましては先人も含めて、集落排水、そして今日も出ておりますコミュニティ・プラント、公共下水、これは集落排水につきましては、農村モデル事業が53年に採択されまして、そこから始まって、今も集落、そしてコミュニティ・プラントについては、地理的に領内の南ということで、どうしてもそういう事業しかいけないということでやってきたわけですが、公共下水につきましては、ご案内のように須ヶ谷の地域にもとができたということで、順番にやってきたわけです。

それで、一応、平成16年に日光川北、総面積にして124町歩、120ヘクタールですか、一応完了したわけです。

その中で、一応17年から日光川南をやるとということで、先ほど言った住民説明会でも皆様方にお話をし、そして平和町としては、そういう方向付けでやってきたわけです。

この合併というのが早まりまして、とんとん拍子でこの合併に来たわけですが、敢えてこのお話をさせていただくということになると、実は平成17年度に一応、公共下水で9,000万円の予算を組むということをおっしゃるわけです。

これは、なぜ言わなければならんかということ、県のほうが3市3町のいわゆる都市計画設定を6カ月遅れると、どうしても遅れるから18年度になるということで、ここで敢えて一つお願いをしておきたい。

それからもう1点はですね、ご案内のように天変地変、今年は日照時間が85日、昭和8年、71年前に86日という1番、2番目に長い。

それが終わったら台風、それでまた地震。

それで、私どもも、この東海地震、東南海地震に備えて学校施設を耐震式にしようということで、実はご案内のように中学校、これは36年に内藤式という当時は素晴らしい設計だったんですけども、駄目だということで中学校を改築いたしました。

それで、一応、3小学校ありますけど、何か事務局のほうで、一応、2億5,000万円当初予算を組めるようなことを言っておりますので、その辺はひとつきちんとやっていただけるだろうと思いますので、事務局にひとつお答えをしていただきたい。

なお、もう1点、新聞でいろいろ騒がれて、私どもも関心めいたようなことがあるわけですが、祖父江さんが何か裏金をどうのこうのという話でやってみえるんですけど、これで新市になりますと、新市として対応しなければならんだろうという、法律上、そのように聞いておりますので、これは、ひとつ祖父江は祖父江で片付けて、合併に向かっていただきたい、ということで、トータル的には3件、1件は祖父江さんに要望ですが、その2点につい



て、ひとつご回答をお願いいたします。

以上です。

事務局（渡辺義憲 事務局長）

事務局、渡辺でございます。

先ほど下水道の関係、さらには小学校の耐震補強事業の関係でございますが、新市建設計画の主要事業に掲載をされております。

ご報告申し上げます。

恒川宣彦 委員（平和町）

既に事務局長さん、僕も言っておりますように、新市の計画に盛り込んでおるということは、承知しております。

したがって、その承知の上で確約をしていただきたい、やりますよという。

それは、新市の計画がものすごくあるわけですね。

ものすごくあるわけですけど、今日合併で取ったか見たかでやる仕事ではないということを知っていただいて、やってもらわないかん。

新市の計画の中のいろいろあるでしょう、道路とか、すべてのことが。

だけど、うちのほうは合併するから道路改良だとか、ほかのものをやろうということではないの。

計画的に平和町としてやってきたことは、合併をするから新市でお願いしたいよと。

それには、先も言ったように平成17年度のヒアリングで、まずヒアリングですよ。

何か助役に聞きますと、下水道は9,000万円のいわゆる事業費を組むと、学校につきましては、2億5,000万円か2億6,000万円の予算を組むと。

だから、取ったか見たかの話ではないものですから、だから、新市の計画にあることは事実。

こんなことは、僕は初めから謝っておるでしょう、そんなことは、そうでしょう。

だけど、4月1日に人事が変わる。

そして執行権のある町長さん、助役さんは、お辞めいただくわけですから、また事務局もあなたたちも、わからんでしょう、3月31日以降の配置はわからん、そうでしょう。

合併協議会もこれで辞める。

そうすると、僕らの言うところは、なくなってしまう。

新市の計画であるのに、10年先立つものが、それで終わってしまう。

そうではいかんよ、ということをおっしゃる。

事務局、それに対応をしてください。

総務部長（大木和也 稲沢市）

稲沢市の総務部長大木でございます。

今のお話、それぞれ1市2町が新市計画を作成されまして、皆さん方のところについてもご承知のとおりであります。

今現在、ご質問等の中にもありましたように、国のほうの三位一体改革、このことによって、税源移譲あるいは補助金のカット、こうしたことが当然行われるということは、もうご承知のとおりだと思いますが、これらを受けの中で新市計画を進めていかなければいかんということとは事実であります。

こうした財源を見る中で、何を優先していくかということは、当然あると思います。

10年間の中ですべての事業ができれば当然それでよろしいのですが、その中で何を優先するかということで、今お話があったような案件を是非落ちなく進めていただきたいと、このようなお話だというふうに理解をいたしておりますので、平和町さんの今の恒川委員さんからのお話は、この事業につきまちは重要なことだから、十分目を配って進めていただきたいと、このようなお話だったとご理解をさせていただき、そうした対応も含めて進めていかなければならぬだろうと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

恒川宣彦 委員（平和町）

ありがとうございました。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ほかに、よろしゅうございますか。

先ほど、お認めいただきました合併協議会のお話に伴いまして、今後の協議会の開催につきましては、特別な理由がない限り、本日をもって終了させていただく予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、昨年7月の合併協議会設置以来、多大なるご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。

この際、両町長さん、何か言うことがございますか。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

それでは、祖父江町長でございますが、本当に一言お礼を申し上げさせていただきます。

本当に、この合併協議会、昨年7月に設置されて13回の回を重ねさせていただきました。

その間、祖父江町におきましては、私の公約でございました「合併につきましては、住民の意を問う」という、こんな意志の元に私も町長にさせていただいた関係から、忘れもしません、この4月11日に住民投票を施行させていただきました。

そして、結果は合併にゴーだと、こんな結果が出て、今日まで私もこの1市2町の合併に向けて、邁進をしたところでございます。

しかしながら、本当に祖父江町、明治29年の町制施行以来、108年の歴史がある祖父江町

でございます。

そして今日に、委員の皆様方、また住民代表の皆さんもおみえになるわけでございますが、先人の方々の本当に私としては、本当にいいまちづくり、いい環境の中で、町政をやっていたのだと、こんなことを思っております。

そんな中で、本当に少し先ほどの協定項目、いろいろな調整項目があったわけですが、少し行政サービス、そして受益者に対する負担、こんなものは、どうしても下がったり、また負担が増になった、こんな結果が調整の中で出てきております。

しかしながら、先ほどのお話でもございますように地方分権の中、また三位一体の改革、これも既に方向付けができております。

そういうことを考えますと、やはり目先のことではなくて将来へ向けて、やはりこの合併というのが必要ではなかったのか、こんなことは思っておるところでございます。

したがって、私は23,000人町民のトップに立った以上、その新市の建設計画10年間で、今、出来ておるわけでありますので、先ほど恒川委員が言いましたように、これはこれなりに、それぞれ担当が誠意を持って、この新市の計画、これも財政もレベル1から2、レベル3という形で分けた中で財政計画をつくって計画をして、また皆さんに承知をしていただき、また県も認証をした経過がございます。

したがって、この10年先、本当に祖父江町民にとって「良かったな」、こんな言葉が聞けるように、新たな新市の稲沢市長さんをお願いするわけでございますので、どうかそういう声が聞けるように、ひとつ新しい市の中におかれましては、格段のご配慮とお願いを申し上げます、私からのごあいさつとさせていただきます。

大変、どうもありがとうございました。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

どうも皆さん、大変ご苦労さまでございました。

今、祖父江の町長さん、お話がありました。

私ども平和町といたしましても、先ほど恒川委員から説明会を踏まえた中身をいろいろお話していただきました。

本当に私ども平和町におきましては、平和の名のごとく、あまり大きな問題も起きずにこの合併に向けて住民の同意を得たというように解釈しております。

また、特に3号委員の皆さん方には、こうした会合を通じて出たものを住民の方々にもPRしていただいたおかげかなと、こんなような気持ちで感謝申し上げるところでございます。

そして、4月1日から稲沢市になるわけですがけれども、やはり今、祖父江町長ではございませんけれども、少なくとも10年、20年先に合併して良かったなあという声が聞けるように、これは、これからの稲沢市、特に服部市長さんをはじめ、今日ご出席の職員の皆さん、おそらくまだ幹部の方でお残りになる方、たくさんあろうかと思えます。

どうかその辺を踏まえて、頑張っていたきたいなと、こんなように思っております。

私ごとでございますけれども、合併は非常に思い出深くございまして、うちの父親でありました伊藤義二が初代の平和町の町長になりまして、そして、その当時合併をちょうど50年前ですけれども、合併をしようということで、佐織町との合併を行いまして、一応、失敗をいたしました。

そして、その後、平和町として、ちょうど今年50年を迎えたわけですけれども、親父が町制を施いて初代の町長にさせていただいて、息子が幕を引いたということで、いろいろ町民の方にも言われております。

誉めていただく方もございますし、親子で幕を開けて幕引きをやったのだなあということも言われておりますけれども、それは個人的なことでございますけれども、この地域の発展はやはり、稲沢市と一緒にあって財政力を大きなものにしていただく。

今の三位一体の改革ではございませんけれども、今の国の施策の中ではやはり分母を大きくしないと駄目だという1点が、私の脳裏にありましたので、特に福祉の問題を含めまして、大きな分母をつくるということが私の理想でございました。

そうしたことで、138,000人の新市ができるわけでございますので、これはおそらく町民の皆さんに、将来喜んでいただけると、こんな気持ちで、私はじめ町議会の皆様方も全員賛成の中で、こうして進んでまいりましたので、どうかこれから素晴らしい新市ができますように、お願い申し上げ、いろいろなお協力に感謝を申し上げます。

大変ありがとうございました。

会長（服部幸道 稲沢市長）

どうも、両町長さん、ご苦労さんでございました。

先ほど、恒川委員からお話もありましたように、これからまだまだ制度を改められると思っておりますけれども、ご要望に沿って、両町長さんから、うちにはこういう問題があるけど頼むよと、また、こういう問題も課題として残っておるから、これも伝えておくよと、心してということも言われております。

どうかこれから、さらに市民の皆様をはじめ、また、監視役の委員の皆様方にもきちっと見極めをしていただいて、我々市民にもきちっと見ていただいて、あのときにはこういう約束があるぞと、そんなこともきちっとご指導していただきながら、進めてまいりたいと思っております。

どうぞ今後とも、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第13回の会議を終了させていただきます。

本当にご苦労さんでございました。

事務局（渡辺義憲 事務局長）

事務局から1点お願いいたします。

平成17年4月1日、金曜日でございますが、午後に合併記念式典の開催を計画いたして

ございます。

委員の皆様におかれましては、あらためてご案内を申し上げますので、是非ご列席いただきますようお願いを申し上げます。

本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。

午後3時15分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成17年1月24日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 山 田 武 夫 印

議事録署名者 片 山 柚 美 子 印